

新発田市地域おこし協力隊(民間企業等受入型)受入事業者 募集要項

1 目的

新発田市では、人口減少や少子高齢化の進展を見据え、新たな地域の担い手として3大都市圏から地域おこしに意欲のある人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化を行うため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年総行応第38号)に基づき、新発田市地域おこし協力隊が活躍しています。

本事業をさらに効果的に進めるとともに、事業継続及び雇用の維持を図るため、地域おこし協力隊員と民間企業等が連携することで、将来的な隊員の定住・定着を目指し、地域おこし協力隊員を受入れ、隊員と協同して地域協力活動を行う受入事業者を募集します。

2 業務概要

(1) 業務名

新発田市地域おこし協力隊(民間企業等受入型)受入事業者業務委託

(2) 委託業務の対象となる活動

事業承継に関する活動

(3) 隊員の取扱

ア 市は、「新発田市地域おこし協力隊」として委嘱します。

イ 受入事業者は隊員と雇用契約を締結し、隊員は受入事業者の従業員として地域協力活動に従事します。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

ただし、隊員の任期期間内において、通算3年を限度に1年毎に再委託できるものとします。

3 参加資格

(1) 応募対象者

応募できる事業者は、市内に本店、支店、営業所、活動拠点を置く法人又は市内に事業所を置く個人事業主であること。

(2) 応募要件

ア 隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、事業承継のために必要な「担い手候補」として雇用すること。

イ 隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意思を有していること。

ウ 隊員の市内での生活を支援するための対策を講ずること。

エ 隊員の任期終了後、雇用の継続や独立支援など、サポートを継続する意思を有していること。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 会社再生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て中、又は

更生手続き中ではないこと。

キ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により再生手続開始の申し立て中、又は再生手続き中ではないこと。

ク 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(平成 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。

ケ 政治活動団体及び宗教活動団体ではないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団と関係を有していないこと。。

4 団体委託型の仕組み

(1) 受入事業者・隊員・市の関係

ア 受入事業者と隊員は、雇用契約を締結します。

イ 受入事業者と市は、委託契約をします。

ウ 市は、隊員を委嘱します。

(2) 受入事業者・隊員・市のそれぞれの役割

ア 受入事業者

(ア) 市による隊員の募集を支援すること。

(イ) 市と協議の上で、隊員と共同で活動計画書を作成し、市に提出すること。。

(ウ) 隊員を単なる事業を承継するための補充人材ではなく、「担い手候補」として従事させるとともに、隊員に対して必要な知識や技術を提供すること。

(エ) 隊員と共同で活動月報及び活動年報を作成し、市に提出すること。

(オ) 隊員と共同で実績報告書を一年に一度作成し、市に提出すること。

(カ) 雇用契約に基づき、隊員に対して報酬を支払うとともに、消耗品費や旅費などを捻出して隊員との共同活動に必要な環境を整備すること。

(キ) 隊員の市内での生活を支援すること

(ク) 隊員の任期終了後の定住・定着を図ること。

イ 隊員

(ア) 市と協議の上で、受入事業者と共同で活動計画書を作成し、市に提出すること。

(イ) 活動計画書に基づき、受入事業者が提案した地域おこし活動に従事すること。

(ウ) 活動計画に基づき、定住・定着に向けた活動に取り組むこと。

(エ) 受入事業者と共同で活動月報及び活動費年報を作成すること。

(オ) 受入事業者と共同で実績報告書を一年に一度作成し、市に提出すること。

(カ) 隊員活動の公表及び周知に努めること。

ウ 市

(ア) 隊員を募集すること。

(イ) 委託契約に基づき、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で受入事業者を支払うこと。

(ウ) 受入事業者と隊員による活動計画書の作成を支援すること。

(エ) 隊員活動の公表及び周知を支援すること。

(3) 財政支援

市から受入事業者に支払う委託料は、隊員1人当たり年額5,200,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

5 応募手続き

(1) 提出書類

ア 新発田市地域おこし協力隊受入事業者申込書(様式第1号)

イ 企画提案書(様式第2号)

ウ 法人の登記簿謄本(全部事項証明書)、定款、規則又はこれらに類する書類

エ 隊員の労働条件を記載した書類(任意様式)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

提出先に直接提出又は郵送

※提出先に直接提出する場合は、受付時間は午前9時から午後5時までで、土・日曜日及び祝日は受付しません。

6 受入事業者の選定

(1) 選定方法

ア 提出書類により、応募要件の具備のほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援の内容などを確認します。

イ 市と応募者で、面談によるヒアリングを行います。

※選定の過程で、提出書類の補正を求める場合があります。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

ヒアリング実施後、おおむね2週間以内に応募者に対して通知します。

7 その他

(1) 提出書類は返却しません。(提出書類は、受入事業者の選定以外の目的には使用しません。)

(2) 書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。

(3) 受入事業者を選定後、本募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合は、受入事業者の資格を取り消します。

(4) 財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源としているもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じることがあります。

(5) 隊員の活動期間は、原則1年以内とし、3年を限度として期間を変更することができます。財政支援の期間も同様となります。

8 提出先・問い合わせ先

担当部署：新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係
住 所：〒987-8686 新発田市中心中央町3丁目3番3号
電話番号：0254-28-9650
アドレス：shoukou@city.shibata.lg.jp